

鹿 児 島 県 公 報

平成25年12月17日（火）第2967号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

○収去飼料の試験結果の公表

（畜産課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第1245号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成25年10月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成25年12月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要												違反の内容
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	りん	揮発性塩基性窒素	水溶性窒素	ペプシン消化率	TDN	ME	その他の検査(水分)	
錦江湾飼料(株)鹿児島工場(鹿児島市)	同左	NMG 6	平成25.10	18.5	5.1	3.2	4.5	0.81	0.53	-	-	-	-	3,010	12.6	
		NMGH	25.10	18.4	5.1	3.1	4.4	0.79	0.54	-	-	-	-	3,010	12.7	
		NMG F	25.10	18.3	5.0	3.3	4.4	0.77	0.51	-	-	-	-	3,030	12.9	
マルイファーム(株)木牟礼バイオマス工場(出水市)	同左	フスマ・焼酎粕醗酵飼料	25.4	20.1	0.8	19.5	14.2	0.43	10.21	-	-	-	-	-	16.6	
		麦ぬか・焼酎粕醗酵飼料	25.7	18.9	0.3	23.4	14.3	0.40	1.38	-	-	-	-	-	12.6	
新生飼料(株)鹿児島工場(霧島市)	同左	新アミノビーフ	25.10	8.8	2.3	4.1	2.9	0.47	0.27	-	-	-	-	-	49.6	
		アミノグロース	25.10	11.5	2.8	4.0	3.7	0.55	0.41	-	-	-	-	-	41.6	
		アミノビーフ	25.10	10.1	2.2	5.7	3.5	0.50	0.37	-	-	-	-	-	39.1	
		アミノメイズ	25.10	10.1	2.2	4.6	4.2	0.80	0.37	-	-	-	-	-	49.3	
川内酒造協同組合焼酎粕飼料化工場(薩摩川内市)	同左	発酵飼料	25.10	2.6	0.6	5.5	0.6	0.10	0.04	-	-	-	-	-	84.4	
マルイ飼料(株)飼料工場(出水市)	同左	大すう育成用配合飼料マルイ印育成大すう用	25.10	15.4	4.9	4.7	8.5	2.04	0.76	-	-	-	-	2,820	12.1	

		成鶏飼育用 配合飼料マ ルイ印成鶏 用ビタミン NO. 2	25.10	16.9	6.2	3.6	15.5	5.39	0.65	-	-	-	-	2,810	10.8
		種鶏飼育用 配合飼料マ ルイ印重種 ブリーダー	25.10	16.5	5.2	3.8	11.5	3.85	0.68	-	-	-	-	2,750	11.3
		ブロイラー 肥育後期用 配合飼料マ ルイ印元気 ブロイラー Sマッシュ	25.10	18.6	8.5	3.1	4.3	0.86	0.51	-	-	-	-	3,250	11.7
協同組合サン 畜産副産物研 究会 レンダリング 工場 (曾於市)	同左	確認済ポー ク・チキン 混合ミール	25.10	61.3	-	-	19.7	-	-	-	-	-	-	-	2.2
(株)南九州 物産 本社工場 (霧島市)	同左	MBO育成	25.10	12.7	2.0	10.0	3.7	0.45	0.26	-	-	-	-	-	12.3
		TMR生産	25.10	9.0	2.1	20.7	6.9	0.77	0.25	-	-	-	-	-	11.7
(株)太幸飼 料 大隅工場 (肝属郡東串 良町)	同左	マルコー印 うなぎ用配 合飼料	25.10	53.9	6.6	0.4	10.3	2.80	1.69	-	-	-	-	-	7.2
鹿児島きもつ き農業協同組 合 TMRセンタ ー (鹿屋市)	同左	牛用粗飼料 混合飼料	25.8	3.1	0.6	12.9	5.3	0.53	0.11	-	-	-	-	-	59.3

注1 試験結果の概要の欄には、試験した検査項目ごとにその分析結果を記載してある。

2 違反の内容の欄には、表示分量に対して過不足があった場合はその成分の過不足量（絶対量）を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。